

## 知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務

#### (2) 目的

「朝倉駅周辺整備基本構想」及び「新庁舎等基本設計」を基に、朝倉駅前駐車場整備を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行うもの。

#### (3) 業務内容

知多市朝倉駅前駐車場の実施設計及び工事（詳細は、知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務公募型プロポーザル業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）を参照すること。）

#### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

#### (5) 提案上限金額

1,017,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）ただし、内訳は次のとおりとする。

ア 設計業務（事前調査含む）は、17,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限

イ 建設業務は、1,000,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限

### 2 参加資格要件

知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の応募者は、参加申出時点において次の要件を全て満たす法人とする。ただし、(5)の要件は、応募者又は協力事業者のいずれかが満たすこととする。

(1) 知多市プロポーザル方式実施要領（以下「市要領」という。）第5条に定める参加資格を有すること。

(2) 参加申出書提出期限の日から契約締結日までの期間において、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に基づく指名停止等の決定を受けていないこと。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所としての登録を行っていること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること、かつ本業務の建設工事の施工能力があること。

(5) 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）に、200台以上の国土交通大臣認定の自走式立体駐車場を建築一式工事で施工した実績を有する者であること。

(6) 協力事業者を加える場合は、地方自治法施行令第167条の4第1項第3号（令第

167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

### 3 応募要件

#### (1) 設計業務に関する要件

ア 分担業務分野の分類は、「建築（意匠）」、「建築（構造）」、「設備（電気・機械）」に区分すること。

イ 配置予定技術者として、管理技術者、建築（意匠）担当技術者、建築（構造）担当技術者、設備（電気・機械）担当技術者を各1名以上を配置すること。

ウ 配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 管理技術者、建築（意匠）及び建築（構造）の担当技術者のうちそれぞれ1名以上は、一級建築士であること。

(イ) 管理技術者は、応募者の組織に所属していること。

(ウ) 管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。

#### (2) 建設業務に関する要件

ア 配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 管理技術者は、一級建築士又は一級施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有し、管理技術者資格者証の交付を受けていること。

(イ) 管理技術者は、応募者の組織に所属していること。

(ウ) 建設業法に従い、本業務の建設工事に対応する技術者を専任で配置できること。

### 4 スケジュール

| 内容               | 日程                            |
|------------------|-------------------------------|
| 実施要領等の公告         | 令和7年4月22日（火）                  |
| 質問の受付            | 令和7年4月22日（火）～<br>令和7年5月9日（金）  |
| 質問の回答期限          | 令和7年5月下旬                      |
| 参加申出書の受付         | 令和7年4月22日（火）～<br>令和7年5月26日（月） |
| 技術提案書の受付         | 令和7年5月27日（火）～<br>令和7年6月6日（金）  |
| 技術提案審査（ヒアリングの実施） | 令和7年7月4日（金）                   |
| 審査結果の公表          | 令和7年7月中旬                      |
| 仕様調整、見積徴収、仮契約の締結 | 令和7年7月下旬                      |
| 本契約の締結           | 令和7年9月下旬                      |

#### (1) 参加申出書の受付

ア 受付期間

令和7年4月22日（火）午前9時から令和7年5月26日（月）午後4時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出方法

様式第1号を使用し、直接持参又は郵送（配達記録が残る方法によること。）により、知多市役所都市計画課（以下「事務局」という）へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月9日（金）まで

イ 提出方法

様式第2号を使用し、電子メール（開封確認付き）にて、事務局に提出すること。（送付先：toshikei@city.chita.lg.jp）

なお、電話又は口頭による質疑は受け付けない。

ウ 質問に対する回答

期間中に受け付けた質問に対する回答は、市のホームページにて公表する。

(3) 提案辞退

参加申出書を提出した者が提案を辞退する場合は、令和7年6月6日（金）までに入札辞退届（知多市建設工事関係等入札者心得書第2号様式）を提出すること。

(4) 技術提案書の受付

ア 受付期間

令和7年5月27日（火）午前9時から令和7年6月6日（金）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出方法

様式第7号を表紙とし、直接持参又は郵送（配達記録が残る方法によること。）により、事務局へ提出すること。また、同提案書の電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、併せて提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(5) 技術提案審査（ヒアリングの実施）

市は、知多市朝倉駅前駐車場整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、技術提案書並びに応募者のプレゼンテーション及び選定委員との質疑応答（以下「ヒアリング」という。）を踏まえて審査を行う。

ア 開催日

令和7年7月4日（金）

イ 留意事項

(ア) 応募者の出席者は3名までとする（出席者3名に加えて、パソコン操作者等として2名までの出席を認めるが、パソコン操作者等の発言は認めない。）。

(イ) パワーポイント等の投影は、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブ

ル及びVGAケーブルは本市で用意するが、その他の機器は応募者で用意すること。

(ウ) ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。

(エ) その他必要な事項（場所、時間、注意事項等）は、別途通知する。

(6) 審査結果の公表

市は(5)の技術提案審査を経て、優先交渉権者と次点交渉権者を選定する。審査結果は、市のホームページにて公表する。

ア 審査結果は、応募者に対し書面で通知する。

なお、審査の経過や結果等に対する問い合わせや異議の申立てはできない。

イ 優先交渉権者及び次点交渉権者並びに優先交渉権者の提案概要については、市のホームページにて公表する。

(7) 優先交渉権者との協議・調整

市と優先交渉権者は、知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務仕様書と提案内容をもとに、契約締結に向けた具体的な協議・調整を行う。また、優先交渉権者選定後、技術提案審査時に提出した提案価格の内訳書（実施設計及び工事の別がわかるもの）を提出すること。協議・調整が整わない場合や失格の場合、交渉権は次点交渉権者に移るものとする。

(8) 本契約の締結

市は、協議・調整の結果を踏まえ、交渉権者と契約を締結する。

なお、本業務は、契約に議会の議決を要するため、優先交渉権者選定後に仮契約を締結し、議会の議決が得られた場合に本契約を締結する。

5 提出書類に関する事項

応募者は、提案に当たり次の書類を作成し、提出すること。

(1) 共通事項

ア 全て片面印刷とする。文字サイズは、表中を除き11ポイント以上とする。

イ カラー・モノクロ印刷を問わないが、写真や図面を含む場合は、カラーとする。

(2) 参加申出

ア 提出書類一覧

| 様式    | 提出書類                                                                   | 部数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------|----|
| 様式第1号 | 参加申出書                                                                  | 1部 |
| 様式第3号 | 会社概要書                                                                  |    |
| 様式第4号 | 国土交通大臣認定駐車場の施工実績                                                       |    |
| 様式第5号 | 管理技術者の資格等                                                              |    |
| 様式第6号 | 協力事務所の内容等                                                              |    |
| 任意様式  | 一級建築士事務所登録が完了している旨を証する書類<br>特定建設業許可を証する書類<br>1級建築士又は一級施工管理技士、若しくはそれと同等 |    |

|  |                                                                     |  |
|--|---------------------------------------------------------------------|--|
|  | 以上の資格を有することを証する書類<br>管理技術者資格者証の資格を有することを証する書類<br>その他、参加資格要件を確認できる書類 |  |
|--|---------------------------------------------------------------------|--|

イ 提出書類作成上の留意事項

様式第1号を表紙に、様式第3号から様式第6号までをA4判長編綴じにして提出すること。

(3) 技術提案審査

ア 提出書類一覧

| 様式       | 提出書類                    | 部数 |
|----------|-------------------------|----|
| 様式第7号    | 技術提案書（表紙）               | 1部 |
| 様式第8号    | 技術提案書（技術提案内容）※イを参照すること。 |    |
| 様式第9号    | 価格提案書（参考見積書）            |    |
| 上記様式のデータ | CD-R 又は DVD-R （PDF 形式）  |    |

イ 技術提案書（技術提案内容）

審査評価項目及び業務仕様書の内容を踏まえ、(ア)～(オ)について記載すること。

用紙は日本工業規格A3サイズ（横）、10枚以内に記載すること。

本業務の実施に際し、施工性、安全性、工程計画等、創意工夫する技術的特徴を具体的に記載すること。（カタログ等参考資料を提出することは可とする。）

(ア) 企業概要

- ・応募者及び協力事業者の企業概要、実績、人員
- ・管理技術者の実績、資格
- ・業務実施体制表（協力事業者を明らかにすること）
- ・地域貢献に資する提案等

(イ) 計画概要書

- ・整備方針、構造、建築面積、延べ面積、駐車台数等
- ・維持管理計画（15年修繕計画を記載すること。工事費は不要とする。）
- ・その他提案の特徴等

(ウ) 計画図等

- ・駐車場計画平面図（各階について作成し、自動車及び歩行者の動線及び案内表示は必ず記載すること）
- ・駐車場計画立面図
- ・外観イメージ図
- ・仮設計画図（新庁舎整備工事及び無電柱化整備工事の施工工程表を踏まえた計画とすること）
- ・その他、関連する図面（工事中の周辺対策に関することは必ず記載すること）

(エ) 仕様一覧表

- ・ 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設、敷地の外構等の施設、駐車場管制機器、電気設備、消防設備、昇降機等、駐車場運営に必要な設備（各機器の配置は必ず記載すること）

- ・ その他、特許、実用新案等の名称及び内容等

(オ) 工程表

- ・ 設計、工事、各種申請等を含めた全体工程表（新庁舎整備工事及び無電柱化整備工事の施工工程表を踏まえた工程表とすること）

ウ 提出書類作成上の留意事項

(ア) 技術提案書（１部）

- a 様式第 7 号を表紙に、様式第 8 号を綴じること。
- b 様式第 8 号は、A 3 判横方向短辺綴じで作成すること。
- c 提案価格は、様式第 9 号を使用して提出用封筒に封入し、技術提案書と合わせて提出すること。
- d 提案価格は、契約時点の金額とし、契約締結後の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、「公共工事標準請負契約約款」第 25 条（スライド条項）に従い協議を行うものとする。

(4) 提案に関する留意事項

ア 提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。

イ 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

ウ 提出期限後の書類の加筆、修正、差し替え及び再提出は認めない。

エ 審査資料として、市が追加資料の提出を求める場合は、速やかに対応すること。

オ 提出書類は、提出者の了解がなければ公表できないものとする。ただし、知多市情報公開条例(平成 12 年知多市条例第 41 号)に基づく情報公開請求の対象となり、条例第 6 条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。

なお、提出書類の著作権は応募者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。

カ 技術提案書提出後（事業者選定後から契約締結日までを含む。）において、応募者が次のいずれかに該当するときは、失格とし、提出された技術提案書は無効となる。

(ア) 参加資格要件を満たさなくなったとき。

(イ) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(ウ) 提出書類に不備があったとき又は指示した事項に違反したとき。

(エ) 市職員に対して、不正な接触の事実が認められたとき。

(オ) 上記(ア)から(エ)までに示すもののほか、本プロポーザルの支障となる行為等が認められたとき。

## 6 審査及び選定基準

### (1) 参加申出

市は、応募者から提出された参加申出書及び添付資料により、実施要領等に記載された応募者の参加資格要件及び応募要件等を確認する。参加申出は、参加資格要件及び応募要件等の確認のみとし、評価点はつけないものとする。

なお、応募者が実施要領等に規定する参加資格要件又は応募要件を満たしていない場合は、不受理とする。

### (2) 審査

市は、選定委員会において、応募者から提出された提案書の内容について、ヒアリングを行い、提案評価点を算出するとともに、応募者から提出された価格提案書をもとに、価格評価点を算出する。提案書の内容が実施要領等の要件を満たしていない場合には、当該応募者は失格とする。また、総合評価点の満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、全ての応募者が選外となった場合は、委員の協議により特定者を選定する。

なお、応募者が1者の場合もヒアリングを実施する。

■審査評価項目及び配点表

| 評価項目           | 評価内容                                   | 評価基準                                           | 配点 |
|----------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|----|
| 企業評価           | 企業の技術力に対する内容                           | 応募者及び協力事業者が、本業務の遂行に必要な組織力、業務実績、資格、人員体制を有しているか。 | 10 |
|                | 業務実施体制に対する内容                           | 本業務の遂行に当たり効率的な実施体制となっているか。                     |    |
|                | 地域貢献度に対する内容                            | 本業務の遂行に当たり、地域に貢献する提案となっているか。                   |    |
| 立体駐車場の構造に関する提案 | 知多市の玄関口にふさわしい景観形成に対する内容（建物外観等）         | 知多市の玄関口にふさわしい景観形成に貢献する建物外観となっているか。             | 25 |
|                | 知多市バリアフリー基本構想を踏まえた誰もが利用しやすい施設づくりに対する内容 | 障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが利用しやすい計画となっているか。           |    |
|                | 維持管理に対する内容（耐久性、メンテナンス性及びランニングコスト）      | 竣工後の維持管理がしやすい計画となっているか。                        |    |
|                | コスト縮減に対する内容                            | 朝倉駅前駐車場に関連したコスト縮減に対する提案がなされているか。               |    |

|                                  |                              |                                                             |     |
|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----|
| 安全かつ円滑な通行に関する提案<br>(各施設との関係性を含む) | 自動車の利用しやすさに対する内容             | 自動車に配慮した動線及び案内表示等の計画となっているか。                                | 20  |
|                                  | 自動車の安全対策及び事故予防に対する内容         | 自動車の安全対策及び事故予防に配慮した提案がなされているか。                              |     |
|                                  | 歩行者の利用しやすさに対する内容             | 歩行者に配慮した動線及び案内表示等の計画となっているか。                                |     |
|                                  | 歩行者の安全対策及び事故予防に対する内容         | 歩行者の安全対策及び事故予防に配慮した提案がなされているか。                              |     |
| 施工計画に関する提案                       | 工期設定、工程管理に対する内容              | 適切な工期設定、工程管理を行うための工夫が図られているか。                               | 10  |
|                                  | 工事中の安全対策、新庁舎等の周辺工事との連携に対する内容 | 工事における作業員及び歩行者の安全対策が適切に行われているか。新庁舎整備工事等の周辺工事への配慮が図られているか。   |     |
| 周辺対策に関する提案                       | 騒音、振動、粉塵等に対する内容              | 工事中及び竣工後において、歩行者、周辺交通及び周辺施設に騒音、振動、粉塵等の影響が生じないような配慮が図られているか。 | 5   |
| 価格評価                             | 見積価格                         | 価格提案書における金額を評価                                              | 30  |
| 合計                               |                              |                                                             | 100 |

#### ア 提案評価点の計算

選定委員会は、技術提案書に記載された内容について、次に示す4段階評価により、その評価に応じた提案評価点を算出する。

算出に当たっては、前表の評価項目の内容（価格評価を除く。）ごとに、各委員が個別に評価を行い、個別評価点を算出する。その平均点を当該応募者の提案評価点とする。提案評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

| 評価 | 判断基準    | 提案評価点の算出方法  |
|----|---------|-------------|
| A  | 大変優れている | 各項目の配点×1.0  |
| B  | 優れている   | 各項目の配点×0.75 |
| C  | 標準的である  | 各項目の配点×0.5  |
| D  | やや劣っている | 各項目の配点×0.25 |

#### イ 価格評価点の計算

価格評価点は、価格提案書から、次の式により算出する。価格評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}} \times 30 \text{点}$$

ウ 総合評価点

提案評価点と価格評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

エ 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

市は、総合評価点の最も高い提案提出者を優先交渉権者に、次点の提案提出者を次点交渉権者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2つ以上ある場合は、個別評価点を最も高く評価された数が多い提案提出者を優先交渉権者とする。それでも決定できない場合は、委員長が最も高く評価した提案提出者を優先交渉権者とする。

7 連絡先（事務局）

知多市都市整備部都市計画課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2669（直通）0562-33-3151（代表）

FAX：0562-32-1010（都市計画課宛て）

E-mail：[toshikei@city.chita.lg.jp](mailto:toshikei@city.chita.lg.jp)